

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和 5 年 4 月 1 日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和 5 年 4 月 1 日（土）**

2 利用時間の変更

貸室名	改正前	改正後
トレーニング室	①午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分まで (ただし、1 月から 6 月まで及び 10 月から 12 月までの期間の火曜日から金曜日までを除く。) ②午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで ③午後 6 時から午後 9 時まで (ただし、日曜日及び国民の祝日を除く。)	午前 9 時 30 分から午後 9 時まで (ただし、日曜日及び国民の祝日は午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで)

3 使用料等の見直し（藤沢 B&G 海洋センター）

貸室名等	単位	改正前	改正後
温水プール（一般）	1 人 1 回	500 円	600 円
温水プール（高校生）	1 人 1 回	400 円	480 円
温水プール（中学生及び小学生）	1 人 1 回	300 円	360 円
温水プール（就学前）	1 人 1 回	100 円	無料
温水プール(個人回数利用：一般)	6 回	2,500 円	3,000 円
温水プール(個人回数利用：高校生)	6 回	2,000 円	2,400 円
温水プール(個人回数利用：中学生及び小学生)	6 回	1,500 円	1,800 円
温水プール(個人回数利用：就学前)	6 回	500 円	無料
温水プール会員（一般）	1 人 1 回	300 円	360 円
温水プール会員（高校生）	1 人 1 回	240 円	280 円
温水プール会員（中学生及び小学生）	1 人 1 回	180 円	210 円
温水プール会員（就学前）	1 人 1 回	60 円	無料
温水プール(会員回数利用：一般)	6 回	1,500 円	1,800 円
温水プール(会員回数利用：高校生)	6 回	1,200 円	1,400 円
温水プール(会員回数利用：中学生及び小学生)	6 回	900 円	1,050 円
温水プール(会員回数利用：就学前)	6 回	300 円	無料
温水プール(団体 15 人以上：一般)	1 人 1 回	350 円	420 円
温水プール(団体 15 人以上：高校生)	1 人 1 回	280 円	330 円
温水プール(団体 15 人以上：中学生及び小学生)	1 人 1 回	210 円	250 円
温水プール(団体 15 人以上：就学前)	1 人 1 回	70 円	無料

※トレーニング室は次頁

藤沢 B&G 海洋センター

貸室名等	単位	改正前	改正後
トレーニング室（一般）	1回	200円	200円
トレーニング室（高校生以下）	1回	100円	100円
トレーニング室（個人回数利用：一般）	6回	1,000円	1,000円
トレーニング室（個人回数利用：高校生）	6回	500円	500円
トレーニング室（会員及びクラブ員：一般）	1回	120円	120円
トレーニング室（会員及びクラブ員：高校生）	1回	60円	60円
トレーニング室 （会員及びクラブ員回数利用：一般）	6回	600円	600円
トレーニング室 （会員及びクラブ員回数利用：高校生）	6回	300円	300円
体力測定	1人1回	500円	廃止
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	50円（新設）

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し

(1) ニコニコドーム

貸室名等	単位	改正前	改正後
スカッシュルーム（一般）	1時間	200円	<u>260円</u>
スカッシュルーム（高校生以下）	1時間	100円	<u>130円</u>
和室	1時間	200円	<u>300円</u>
多目的ホール	1時間	200円	<u>1,000円</u>
和室暖房設備	1時間	—	<u>60円（新設）</u>
多目的ホール暖房設備	1時間	—	<u>200円（新設）</u>
放送設備	1回	—	<u>200円（新設）</u>
移動式放送設備	1回	—	<u>100円（新設）</u>

(2) すぱーく藤沢

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート（一般）	1面1時間	400円	<u>600円</u>
コート（高校生以下）	1面1時間	200円	<u>300円</u>

(3) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☞ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770

MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日（土）

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
藤沢テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
藤沢運動広場	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し

(1) 藤沢体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	800円	1,000円
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	400円	500円
アリーナ個人（一般）	1人1回	100円	200円
アリーナ個人（高校生以下）	1人1回	50円	100円
放送設備	1回	—	200円（新設）

(2) 藤沢運動広場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1区域1時間	200円	200円
グラウンド（高校生以下）	1区域1時間	100円	100円
夜間照明設備	1区域1時間	300円	350円

(3) 藤沢スポーツプラザ

貸室名等	単位	改正前	改正後
室内運動場専用（一般）	1時間	200円	800円
室内運動場専用（高校生以下）	1時間	100円	400円
室内運動場個人（一般）	1人1回	100円	200円
室内運動場個人（高校生以下）	1人1回	50円	100円
ミーティングルーム	1時間	200円	400円
多目的ホール	1時間	200円	500円
全館	1夜 (22:00~8:30)	2,200円	7,600円
ミーティングルーム冷暖房	1時間	—	80円（新設）
多目的ホール暖房	1時間	—	100円（新設）

(4) 藤沢テニスコート

使用料の変更はありません。

(5) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1500Wまで）	—	50円（新設）

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☞ 【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」

5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp



使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し

(1) ニコニコヘルス

貸室名等	単位	改正前	改正後
会議室（専用使用に限る）	1時間	200円	廃止
会議室	1時間	—	600円（新設）
休憩室（専用使用に限る）	1時間	200円	廃止
和室	1時間	—	500円（新設）
会議室冷暖房	1時間	—	120円（新設）
和室冷暖房	1時間	—	100円（新設）
浴室（一般）	1人	500円	廃止
浴室（小学生）	1人	300円	廃止

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp